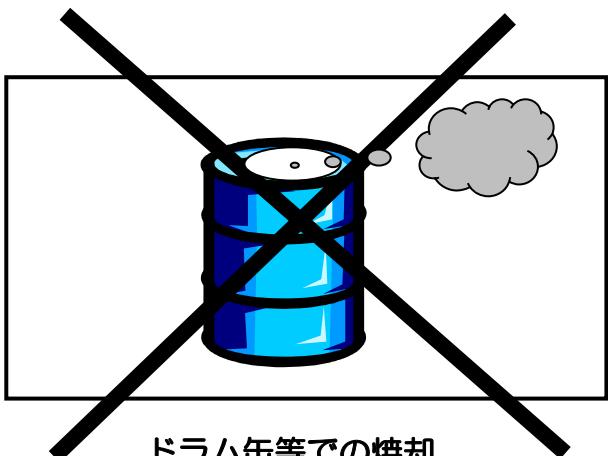


野焼きは 禁止されています！



廃棄物の野焼き



ドラム缶等での焼却

【市民から寄せられた主な声】

- 煙の臭いがついて洗濯物が干せない
- 煙が家の中に入ってくる
- ごみを燃やしてはいけないのではないか



■ごみの野外焼却は、一部の例外*を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

罰則

違反者には、

5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
又はこの両方が科せられます。

裏面に続く

【問い合わせ先】

生活環境課 0848-67-6168
環境施設課 0848-63-1210



ご近所迷惑になつていませんか？

【ごみの野外焼却について】

ごみの野外焼却は、一部の例外※を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。

家庭ごみは絶対に焼かず、分別をしてごみステーション（収集場所）に出すか、清掃工場に搬入してください。

■次のような場合は、一部の例外※として焼却が認められていますが、悪臭や煙により周辺の生活環境に支障を与え、苦情がある場合は認められません。

【※一部の例外】

- ①農業、林業を営むために、やむを得ないものとして行われる焼却
例：あぜ草、稻わら、下枝などの焼却
- ②落ち葉焚き、キャンプファイヤー
- ③とんど焼き、しめ縄・門松等を焼く行事

■例外として焼却を行う場合は、次のことに気をつけましょう。

- 草・木・落葉以外の廃棄物（紙類・ナイロン類等）を焼却しない。
- 天候、時間、風向きなどに気をつける。
- 風があり煙が他人の家に入ることが考えられる場合は、野焼きをしない。
- よく乾かして少量ずつ焼却する。
- 周辺の迷惑にならないように焼却する。（事前に周知し、了解を得る。）
- 住宅密集地では、極力焼却をしない。
- 消火に必要な器具等を準備し、火事にならないように注意する。
- 火災と紛らわしい煙が発生するおそれがある場合は、消防署へ事前に届出をする。

皆さんで協力し合って、地域の快適な生活環境を守りましょう。